

広島県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（概要）

1. 指針策定の基本理念

建設資材の開発，製造から建築物等の設計，建設資材の選択，建設工事の施工，建設資材廃棄物の廃棄等の各段階において，廃棄物の発生抑制，分別解体等の徹底，建設資材廃棄物の再資源化等の徹底，再生資材の利用の徹底により，資源循環型社会の構築を目指す。

2. 建設リサイクルの基本的考え方

「循環型社会形成推進基本法」に基づき，建設資材廃棄物の発生抑制，建設資材の分別解体等，建設資材のリ・ユース（再使用），建設資材廃棄物のマテリアル・リサイクル（再生利用），建設資材廃棄物のサーマル・リサイクル（熱回収）を行う。最後に，これらの措置が行われないものについては適正に処分する。

3. 再資源化等の目標

特定建設資材廃棄物	平成22年度の再資源化等率
コンクリート塊	95 %
建設発生木材	95 %
アスファルト・コンクリート塊	95 %

ただし，県においては，平成17年度までに最終処分する量をゼロとすることを目指す。なお，これらの目標は，実態調査結果に基づく目標達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行う。

4. 対象建設工事の規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体	80㎡以上
建築物新築	500㎡以上
建築物修繕・模様替(リフォーム等)	1億円以上
その他工作物に関する工事	500万円以上

5. 再資源化義務の距離基準

対象建設工事の規模基準以上の工事については，コンクリート塊，建設発生木材，アスファルト・コンクリート塊を分別解体し，再資源化する義務がある。

ただし，建設発生木材については，工事現場から50km圏外では再資源化施設が立地していない場合等に限り，適正に焼却することを認める。

6. 再資源化等促進方策と関係者の役割

別紙のとおり。

7. 分別解体等・再資源化等の知識の普及啓発

環境学習，県広報誌等による広報活動，講習会実施等による全ての関係者を対象とした知識の普及啓発を実施する。

< 別紙 > 再資源化促進方策

	コンクリート	木材	アスファルト・コンクリート
再資源化率目標	平成22年度 95%	平成22年度 95%	平成22年度9 5%
再資源化等促進方策	破碎，選別，混合物除去，粒度調整等を行い，再生クワッシャー，再生骨材等に再資源化	チップ化及び炭化し原材料に再資源化(木質ボード，堆肥，燃料用等)	破碎，選別，混合物除去，粒度調整等を行い，再生加熱アスファルト混合物，再生骨材等に再資源化
再生建設資材利用促進方策	現場から40kmの範囲内で再生骨材等が入手できる場合は，利用用途の要求品質等を考慮し経済性に係わらず利用	木質コンクリート型枠への再生木質ボードの適用，法面緑化材，雑草防御材等への再生木質マルチング材の適用等	現場から40km・1.5時間の範囲内で再生加熱アスファルト混合物等が入手できる場合は，利用用途の要求品質等を考慮し経済性に係わらず利用

< 別紙 > 関係者の役割分担

	基本的方向	排出抑制	再資源化・再生建設資材利用
建築物等所有者		<ul style="list-style-type: none"> 適切な維持管理及び修繕 建築物等の長期的使用 	
建設資材製造者	<ul style="list-style-type: none"> 端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造 建設資材の材質、品質等の表示 有害物質等を含む素材の非使用 	<ul style="list-style-type: none"> 工場等でのプレカット等の実施 建設資材の耐久性の向上 建設資材の修繕の実施及びそのための体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 再生建設資材をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造
建築物等設計者	<ul style="list-style-type: none"> 端材の発生が抑制される設計 分別解体等の実施が容易となる設計 再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択 	<ul style="list-style-type: none"> 構造躯体等の耐久性の向上 維持管理、修繕の容易化 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択 	<ul style="list-style-type: none"> 再生建設資材をできる限り利用した設計 再生建設資材の利用について発注者の理解を獲得
発注者	<ul style="list-style-type: none"> 元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び再資源化等の実施について明確な指示 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の長期的使用に配慮した発注 建設工事に使用された建設資材の再使用への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 再生建設資材をできる限り選択
元請業者(受注者)	<ul style="list-style-type: none"> 下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生抑制並びに分別解体等及び再資源化等の実施について明確な指示 		
建設工事施工者	<ul style="list-style-type: none"> 施工方法の工夫 適切な建設資材の選択 施工技術の開発 	<ul style="list-style-type: none"> 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択 端材の発生抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築 使用済コンクリート型枠の再使用 建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 再生建設資材をできる限り利用 再生建設資材を利用することについての発注者の理解を獲得
建設資材廃棄物処理者	<ul style="list-style-type: none"> 建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施 		<ul style="list-style-type: none"> 再生建設資材の品質の安定及び安全性の確保
県	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な再資源化等の促進及び再生資材の利用促進 必要な調査、情報提供、普及啓発等 	<ul style="list-style-type: none"> 自ら建設工事の発注者となる場合において建設資材廃棄物の排出抑制を率先して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な調査、情報提供、普及啓発等 再生建設資材を率先して利用
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 国及び県の施策と相まって必要な措置 	<ul style="list-style-type: none"> 国及び県の施策と相まって必要な措置 	<ul style="list-style-type: none"> 国及び県の施策と相まって必要な措置